

堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」 活用ガイドライン



南区イメージキャラクター「みみちゃん」

このガイドラインは、南区イメージキャラクター「みみちゃん」の使用に関して、より円滑に申請等の手続きを行っていただけるよう、手続き前に確認する事項をまとめたものです。

南区役所区政企画室

- 申請等の前に必ずお読みください。
- 随時更新されますので、最新版をご確認ください。
- 当ガイドラインのほか、要領をお読みになって使用申請等を行ってください。
- 使用申請等の手続きを行っていただくと、南区役所の承認のもと、イラストデータの提供及び着ぐるみの貸与を受けることができます。

◆目次◆

1. 南区イメージキャラクター「みみちゃん」について

- (1) 名称
- (2) 著作権等
- (3) みみちゃんの生い立ち
- (4) みみちゃんのプロフィール

2. 南区イメージキャラクター「みみちゃん」データの使用について

- (1) イラストデータの使用を許可する条件
- (2) 官公庁及び区長が認める非営利団体がイラストデータを使用する場合の取扱い
- (3) 申請書の「使用希望期間」について
- (4) イラストデータの使用について
- (5) カラースケール
- (6) イラストデータへの文字や図形、音声の付加等について
- (7) その他

3. 着ぐるみの使用について

- (1) 着ぐるみの使用を許可する条件
- (2) 禁止事項

1. 南区イメージキャラクター「みみちゃん」について

(1) 名称

南区イメージキャラクター「みみちゃん」

(2) 著作権等

南区イメージキャラクター「みみちゃん」は堺市南区役所によって商標登録されています。イラストデータの使用及び着ぐるみの貸出に関しては申請等を行っていただき、南区の使用承認を受ける必要があります。申請等の詳細については、『堺市南区イメージキャラクター「みみちゃん」データ使用要領』（以下「データ使用要領」という。）及び『「みみちゃん」着ぐるみ貸出要領』をお読みください。

(3) みみちゃんの生い立ち

南区では、区民の方が、南区をもっと身近に感じ、親しみをもってもらうために、平成 18 年度に区のイメージキャラクターを募集しました。

平成 18 年 12 月から平成 19 年 1 月の募集期間に 247 点もの応募があり、この中から選ばれたのが「みみちゃん」です。

(4) みみちゃんのプロフィール

- ・8 月 7 日生まれ
- ・お花をイメージ
- ・リズムに合わせてダンス！
- ・おひるねダイスキ！
- ・みんなの笑顔が元気のモト！

2. 南区イメージキャラクター「みみちゃん」データの使用について

(1) イラストデータの使用を許可する条件

- ・使用者は南区域で活動している個人・団体であること
- ・原作者の意図を改変しない範囲で使用する。

ただし、上記の各号に該当しない場合でも南区の PR に有効であると認められるときは承認する場合がある。

なお、上記の規定にかかわらず、使用者がデータ使用要領第4条に定める業種、団体等に該当する場合は使用を承認しない。

(2) 官公庁及び区長が認める非営利団体がイラストデータを使用する場合の取扱い

官公庁及び区長が認める非営利団体が販売目的以外でイラストデータを使用する場合は、以下のとおり取扱うものとする。

使用者	使用例	申請
<u>官公庁</u> <u>非営利団体（自治会、堺市の</u> <u>外郭団体、大学、学校、NPO</u> <u>法人、一般社団法人、一般財</u> <u>団法人、公益社団法人、公益</u> <u>財団法人、社会福祉法人、医</u> <u>療法人、その他堺市南区長</u> <u>が認める団体）※</u>	<u>チラシ、ポスター、</u> <u>パンフレット等</u>	<u>不要</u>
	<u>それ以外</u>	<u>不要（ただし、任意の</u> <u>書式による使用内容</u> <u>の事前報告が必要）</u>

※データ使用要領第2条第1項に記載の「堺市南区長が認める非営利団体」

(3) 申請書の「使用希望期間」について

申請期間は原則「申請日から3年が経過した日の属する年度末まで」です。

(4) イラストデータの使用について

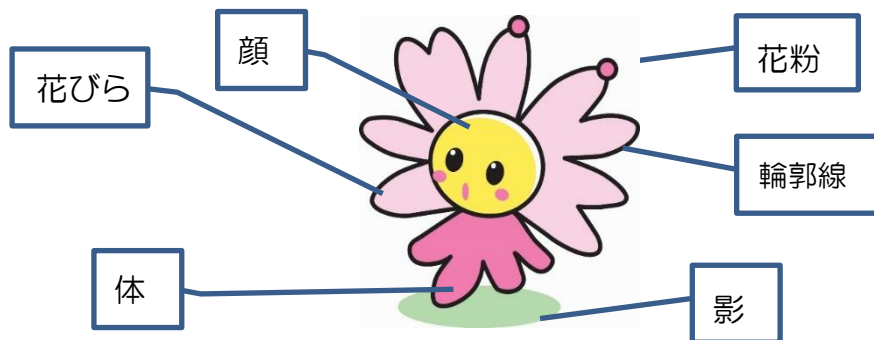
イラストデータを使用する際は、原則として既存のオリジナルデータを使用してください。カラースケール・イラストタッチの変更、全体及び一部の比率の変更、パーツの分解はできません。

禁止事例			
全体及び一部の比率の変更		カラースケールの変更	パーツの分解
			
(全体)	(一部)		

(5) カラースケール

イラストを使用する際は、下記の指定色で使用し、改変は行わないでください。白黒での使用は認められますが、背景がフルカラーの場合は指定色で使用してください。

- 花びら (ウスピンク) …C : 0% M : 20% Y : 0% K : 0%
- 花粉、ほっぺた、口、体 (ピンク) …C : 0 M : 65% Y : 0 K : 0
- 顔 (イエロー) …C : 0 M : 0 Y : 70% K : 0
- 輪郭線、目…C : 79% M : 81% Y : 84% K : 67%
- 影 (ウスグリーン) …C : 30% M : 0 Y : 40% K : 0



(6) イラストデータへの文字や図形、音声の付加等について

①吹き出し及びセリフ等の付加について

- ・みみちゃんに吹き出しを付加することは可能ですが、公序良俗に反する、特定の政党・企業・宗教を支持する、キャラクターのイメージを損なうなど、使用承認の条件に反するセリフは適切でないため使用できません。
- ・セリフの内容が上記以外であっても、総合的に見て、使用承認の条件に反するような場合には使用できません。

禁止事例		
特定の政党・企業等を支持	イメージを損なう	総合的に見て不適切
		●●党のチラシ ●●●です！●●●べきです！ 

②イラストと物との並列、文字や図形の付加について

- ・みみちゃんと物を並列に並べることは可能です。
- ・みみちゃんに物を持たせるなどのイラストの付加は可能です。
- ・みみちゃんと物を並列する場合や、みみちゃんに物を持たせる場合は、使用承認の条件に反しない物とし、特定の商品や反社会的・公序良俗に反する物、みみちゃんのイメージを損なう物は持たせることはできません。
- ・みみちゃんのイラストに文字や図形を重ねることは可能ですが、大幅に「みみちゃん」を隠してしまう場合や、「みみちゃん」を認識できなくなるような場合には認められません。

使用可能		
並列に並べる	物を持たせる	図形・文字重ね
		

使用不可		
特定の商品と並べる	特定の商品を持たせる	大幅に隠す
		
大幅に隠す	認識できない（顔）	認識できない（花粉）
		

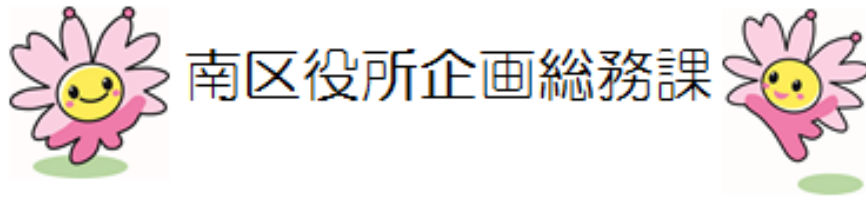
③他のキャラクターとの並列について

他のキャラクターとみみちゃんを並列することは可能です。ただし、他のキャラクターとみみちゃんの間に関係性があると判断されるような表現は避けてください。

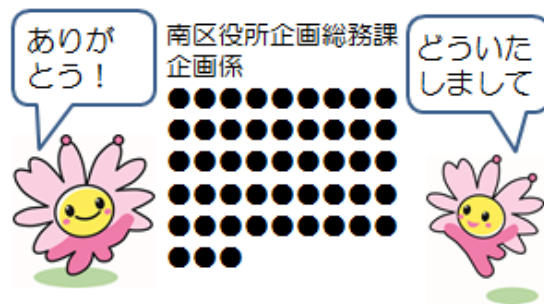
④複数のみみちゃんの配置について

1つの平面上に複数のみみちゃんを配置することは可能です。ただし、1つの平面上にみみちゃんを複数個配置する場合は、みみちゃん同士を対話させるなど、みみちゃんが複数存在するかのような表現はできません。

使用可能：1つの平面上に複数配置（イラストは互いに独立）



使用不可：対話しており、複数のみみちゃんが存在するように見える



⑤イラストの一部使用について

- 「みみちゃん」が認識できる範囲であれば可能です。
- 「みみちゃん」と認識できない表現はできません。

使用可能	使用不可
認識ができる	認識ができない

⑥音声の付加について

- みみちゃんのイラストに音楽データや効果音等を付加することは可能です。
- みみちゃんの話し言葉として、音声データは付加できません。

(7) その他

上記(1)～(6)のイラストデータに関する基準は、みみちゃんの写真データ(着ぐるみを着用しての写真)を使用する場合についても同様とします。

3. 着ぐるみの使用について

(1) 着ぐるみの使用を許可する条件

- ・公共性・公益性（社会奉仕等）のある事業であること。
- ・特定の企業、団体の利益に利用されるおそれの無いとき。
- ・政治的活動または宗教活動に利用されるおそれの無いとき。
- ・上記のほか、堺市南区役所区政企画室長が適当と認めるとき（南区のPRに有効である場合など）

(2) 禁止事項

①キャラクターイメージに関する禁止事項

- ・着ぐるみ着用時の音声による発言、会話
- ・着ぐるみ着用時に、キャラクターイメージを損なうようなポーズをとったり、動作を行うこと
- ・着ぐるみの着脱を人に見られること。また、着用していない着ぐるみ（頭部や体がばらばらの状態）を人の目に触れる場所に置くこと。

②着ぐるみ貸出の趣旨を逸脱すること

- ・着ぐるみ等を使用して営利目的活動を行うこと
- ・着ぐるみ等を個人的に利用すること
- ・着ぐるみ等を第三者に転貸しないこと
- ・使用承認書により承認された内容以外で使用する